保育所における感染症について

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで，子どもたちが一日快適に生活できるよう，下記の感染症について意見書の提出を，お願いします。
感染力のある期間に配慮し，子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能な状態となってからの登園であるよう，ご配慮下さい。

＜医師用＞

意　見　書

保育所施設長殿

入所児童氏名

病名「　　」

年　　月　　日から症状も回復し，集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関

医　師　名　　印又はサイン

○　医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	当園のめやす
麻しん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児に至っては、3日経過していること)
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日間から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺の腫脹が発現してから5日経過し、 かつ全身状態が良好になっていること
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱・充血等の症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合，咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し，全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症 （O157・O26・O111）		症状が治まり，かつ，抗菌薬のよる治療が終了し，48時間をあけて連続2回の検便によって，いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること